

物件オーナー様へ



集金代行用

宅建ハトさん保証が
賃貸経営をサポート！
大切な資産を
お守りいたします。



● キャッシュフローの安定

宅建ハトさん保証が毎月の滞納家賃をお立替えいたします。
オーナー様に毎月の安定した賃料収入をお約束いたします。

● 前家賃での完全立替払い

オーナー様指定口座へ毎月月末に前家賃で送金します。

● 賃料送金先口座指定可

オーナー様個別口座への送金対応いたします。

● 業務の軽減

アプラスが振替NG分を含め月々の賃料を立替払いいたします。
滞納報告不要、請求データ作成不要、口座振替依頼書不備
対応不要で、業務の軽減ができます。

● 充実した保証範囲

宅建ハトさん保証は毎月の賃料の他、原状回復費用、更新料、
明渡し交渉に至った場合の訴訟費用や残置物撤去費用まで
幅広く保証いたします。

● お申込は簡単

保証のお申込は、宅建ハトさん保証と取次店契約を締結して
いる不動産会社様を介してご利用いただけます。
新しく契約を希望される方はもちろん、現在入居者中の方も
お申込いただけます。(※ただし滞納がない場合など)



保証
内容

保証限度額

月額固定賃料の24ヶ月分＋訴訟費用(上限100万円)

保証範囲

月額賃料 更新料 訴訟費用
残置物撤去・保管・処分費用
解約予告通知義務違反の場合の違約金(上限賃料の1ヶ月分)
建物明渡し時の原状回復費用(上限賃料の1ヶ月分)

【ご注意事項】

- ① 2～3ヶ月連続で滞納が続いた場合は、保証会社指定の弁護士へ督促業務を委任いたします。
(オーナー様より委任の書類をいただきます。)
- ② 賃貸保証契約書(賃貸人様控)にご捺印と収入印紙の貼付をお願いいたします。
- ③ 居住用プランのみの取り扱いとなります。

お問い合わせ先

株式会社宅建ブレインズ
宅建ハトさん保証事業部

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋3-7-12 K・ビル4階
Tel:03-3239-6407 Fax:03-3239-6409
Mail:info@hatosan-g.jp